

令和6年度耕作放棄地解消支援事業公募要領

1 事業の目的

本市では、農地の減少や周辺の営農環境に悪影響を与えるおそれがある耕作放棄地を解消し、優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化を促進することを目的に、耕作放棄地の解消に対し支援する。

2 公募期間

令和6年4月12日（金）から同年12月27日（金）まで

ただし、令和6年度内に事業が完了する見込みがあること。

なお、応募の受付は随時行うが、毎月末日に応募を取りまとめることとし、予算がなくなり次第公募を終了する。

3 事業対象者

次の要件を全て満たす個人又は法人

- (1) 認定農業者又は認定新規就農者（認定の申請中であり認定されることが確実な者を含む。）
- (2) 「4 事業内容」に記載する農地について、次のいずれかにより新たに所有権移転又は10年以上の利用権設定していること（公募結果通知後から補助金交付申請までの期間に、所有権移転又は利用権設定をする場合を含む。）
 - ア 農地中間管理事業
 - イ 農業経営基盤強化促進法
 - ウ 農地法
- (3) 市税等を滞納していないこと

4 事業内容

事業対象者が、次に掲げる要件を全て満たす農地について、障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）等により、耕作放棄地の状態を解消するもの。

- (1) 市内の農業振興地域内の農地であること
- (2) 農地法第32条第1項第1号に該当する農地（遊休農地）又はそれと同等であると市長が認める農地であること

5 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和7年3月末日まで

6 補助金の対象となる経費

「4 事業内容」に記載する事業に要する経費とする。ただし、消費税およ

び地方消費税相当額を除く。

7 補助金の額

「6 補助金の対象となる経費」のうち千円未満を切捨てた額又は次の表に掲げる交付単価に事業を実施する面積を乗じて得た額のうち、いずれか低い額とする。

| 項目 | 10アール当たり交付単価 |
|-----------------------------------|--------------|
| 重機（ブルドーザー、バックホウ等をいう。以下同じ。）を使用する場合 | 10万円 |
| 重機を使用しない場合 | 5万円 |

8 応募書類

応募に必要な書類は以下のとおりとする。

- (1) 耕作放棄地解消支援事業申請書（参考様式）
- (2) 耕作放棄地解消支援事業実施計画書（様式1号）
- (3) 添付書類
 - ア 納税証明書（完納証明書）
 - イ 見積書等事業費の積算がわかる資料
 - ウ 農業経営改善計画認定書又は青年等就農計画認定書の写し
 - エ すでに所有権移転又は利用権設定している場合は、そのことがわかる書類
 - オ 定款の写し（法人の場合に限る。）
 - カ 事業実施希望農地の現況写真（公募期間内に撮影したものに限る。）
 - キ その他市長が必要と認める書類

9 応募書類の提出について

- (1) 下記宛てに、提出書類を郵送、持参又は電子メールにより提出すること。
〒010-8560
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市産業振興部農業農村振興課 人・農地担当
☎ 018-888-5735
Email ro-agen@city.akita.lg.jp
- (2) 応募表明、実施計画書の作成、添付書類の作成等の本事業への応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された応募書類については、秘密保持には十分配慮することとし、審査以外には無断で使用しないものとする。
- (4) 提出に当たっての留意事項
 - ア 応募書類については、原則として、提出期限を過ぎてからの資料の追加や差し替えは不可とし、採択、不採択にかかわらず返却はしないものとする。

イ 事業対象要件等を満たさない場合や応募書類に虚偽の記載があった場合は、補助対象とならない。

ウ 既に解消済みの農地は対象とならない。

エ 耕作放棄地の解消作業を業者等へ委託した場合、業者等への支払いは一括払いのみとし、ローン方式等による分割払いは対象としない。

10 事業の審査について

毎月末に応募を取りまとめ、事業予算の範囲を超える応募があった場合は、次の審査基準に基づいて事業の審査を行い、予算の範囲内で事業採択者の選定を行うものとする。

(1) 審査基準

ア 実施計画の実現可能性

事業実施計画が妥当であり、実現可能なものであるか。また、申請者は実現できる能力を有するか。

イ 地域への寄与

事業により周辺農地に与える効果が期待できるか。また、地域農業の振興への波及効果が期待できるか。

ウ 補助対象農地の妥当性

事業実施希望農地が、耕作放棄地として認められる荒廃程度であるか。また、市として農業上の利用を確保することが必要である農地であるか。

エ 事業の公平性

過去5年間に、国、県又は市の補助事業を活用した農地であるか。また、今後補助事業を活用する予定の農地であるか。

オ 補助金の有効性

最小の経費で最大の効果を発揮できる工夫がされているか。事業規模に対し過剰な投資でないか。

(2) 審査結果

審査の結果については、審査終了後、速やかに全ての応募者に対して通知する。

11 その他

本事業の実施に当たっては、秋田市農業振興関係補助金交付要綱および耕作放棄地解消支援事業実施要領により手続きを行う。

【問い合わせ先】

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市産業振興部農業農村振興課 人・農地担当

電話 018-888-5735 FAX 018-888-5736

Email ro-agen@city.akita.lg.jp